

第5回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和2年8月11日(火) 15時10分から16時55分
2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室
3. 出席委員 (18名)

井上 治康	会長	山口 弘行	委員
北原 康德	会長代理	柿原 栄司	委員
税田 悟	委員	焼山 穂積	委員
内藤 茂正	委員	平山 文雄	委員
川波 康利	委員	平田 豊美	委員 (欠席)
田邊 直美	委員	神本 明彦	委員
山田 善悟	委員	倉掛 喜人	委員
柳 幸敏	委員	前田 政實	委員
段浦 眞由美	委員	矢野 榮	委員
熊本 福實	委員		

4. 付議事項

議事

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 経営主変更承認届について
- 報告第3号 農地転用に係る許可不要届について
- 議案第1号 令和2年8月期農用地利用集積計画の審議について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第4号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- 議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

田邊 直美 委員、 山田 善悟 委員

7. 事務局出席者

事務局長 倉掛 俊一、 課長補佐 谷口 謙司、 徳永 理恵

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	ただ今から、令和2年度第5回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。 なお、14番 平田委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数19名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。
事務局	次第2、会長あいさつでございます。会長よろしく申し上げます。
会 長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく申し上げます。
会 長	議事録署名人の指名をいたします。5番 田邊委員と6番 山田委員に申し上げます。
事務局	よろしく申し上げます。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしく申し上げます。
議 長	それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書1ページをお開きください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。 (報告第1号 番号1～番号5を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。 それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書3ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。
事務局	(報告第2号 番号1～番号2を読みあげる) 以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。

	<p>それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>報告第3号 農地転用に係る許可不要届について、事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>報告第3号 農地転用に係る許可不要届について、上記について次のとおり提出する。本日付 会長名でございます。理由 農地転用許可不要届が提出されたので報告する。</p> <p>(報告第3号 番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>楽天モバイル携帯電話アンテナを建設する計画となっています。</p> <p>区長、水利委員、担当農業委員からの承諾については添付の承諾書にて確認しております。</p>
議長	<p>報告第3号 農地転用に係る許可不要届について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、報告第3号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第3号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>議案第1号 令和2年8月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書5ページをお開きください。</p> <p>議案第1号 令和2年8月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第1号 令和2年8月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案書 9 ページをお開きください。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 3 条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第 3 条の規定による許可申請書が農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号 1 を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図 4 ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、10 ページの調査書 番号 1 をご覧ください。</p> <p>以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 1 について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第 2 号の番号 1 に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第 2 号の番号 1 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第 2 号の番号 2 と 3 は譲受人が同一となっておりますので一括審議とします。</p> <p>議案第 2 号の番号 2 と 3 について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号 2、3 を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図 5 ページから 6 ページをご覧ください。</p> <p>審査基準につきましては、10 ページから 11 ページの調査書をご覧ください。</p> <p>以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第 2 号の番号 2 と 3 について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第 2 号の番号 2 と 3 に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第 2 号の番号 2 と 3 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての番号 1 について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 12 ページをお開きください。</p> <p>議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 5 条知事許可分 本日付会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書が農地法施行令第 15 条第 1 項の規定により提出されたので、審議を求める。</p>

事務局	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>申請地の南西に隣接する養護老人ホーム朝倉苑を経営する譲受人は、既存の敷地内に建物を増築した為、手狭となっております。その為、申請地を造成し不足している駐車場や交流広場として利用する販売する目的での転用申請となっております。</p> <p>他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、上下水管の埋設された北東側道路に接しており、500m以内に宮田クリニックと白梅保育園があることから第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現況調査を行った結果について担当委員からご報告をお願いします。</p>
15番	<p>現況は畑で、柿の木が植えられておりましたが、ほとんど伐採されております。説明がありましたように、駐車場ないしリハビリを兼ねた広場に造成をされると聞いています。雨水とかは現状通りですので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>下水道、上水道等はないようですので、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第3号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>建設業を営む譲受人は、受注の増加に伴い資材置場が不足している為、申請地を造成し一時的に資材置場として利用するための転用申請となっております。</p> <p>他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地であり、原則、転用は認められておりません。</p> <p>しかしながら、一時的の使用であって、農地への原状回復が容易に出来るもので、農業振興地域整備計画に支障を及ぼさず、かつ当該農地の利用が必要な場合においては、最長3年以内に限って利用が可能となっております。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>

議 長	議案第3号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について、担当である私から報告をします。
議 長	現地調査に行きましたが、この場所が資材置き場等にできるのだろうか、意見が出ましたが、そこは、事務局が法律にのって3年、終わった場合は、復旧工事で元に戻すとなっています。問題はないと思います。問題があるとすれば、今のままでは雨水が用水路に入るので下の田んぼに入らないように排水に流すとのことですので、問題はないと思います。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	上下水道ともに問題はないと思います。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	議案第3号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号3について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号3を読みあげる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、実家に居住しておりますが、子の成長に伴い手狭であることから、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するための転用申請です。 建物としましては、木造平屋、建築面積160.55㎡の住宅を建設される計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、西側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。 第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される自己用住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。 尚、今回の申請地は令和2年3月の農業委員会において農振除外の審議がなされ、承認された農地になります。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。 以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第3号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。
12番	ここは、補助整備で畑として使用していたところに家を建てられるということです。畑ですので、道路並みには上がっています。地上げを20cmし、ブロックを2段積むそうです。下水道は、家を建てられるところまで、町が引いていますので、そこに流されるそうです。雨水は、U字溝がありますので、それに流されるそうです。上水道は個人で引かれるそうです。 以上です。よろしくをお願いします。

議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	上水道は、2軒隣から自分で引かれるそうで、問題はないと思います。下水道も問題はないと思います。よろしくお願いします。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	議案第3号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号4について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号4を読みあげる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、申請地の農地2筆に〇〇-〇の宅地471.68㎡をあわせて集合住宅2棟12戸を建築し、家賃収入を得るための転用申請です。 建物としましては、建築面積122.61㎡を1棟、245.23㎡を1棟、建設する計画となっています。他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、東側に農地の広がり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される集合住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第3号の番号4について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。
2 番	道路の前面にあるのがもと家が建っていたところです。その北側に田んぼと畑がありまして、そこに2棟の集合住宅を建てるようになっていきます。上下水道は、南側にある旧道に配管があります。雨水はため池の方と南側の道路の方に排水溝が設置されていますので、2つに分かれて流すようにしているようです。問題はないと思います。よろしくお願いします。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	何も問題はないと思います。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第3号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号5について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号5を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、現在のアパート住まいでは手狭であることから、申請地に自己の住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造平屋、建築面積130.01㎡の住宅を建設される計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長 18番	<p>議案第3号の番号5について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p> <p>この場所は、周りに家があり排水も上下水道もあります。広さがちょっと広いと言われましたが、問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>何も問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号5に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号5は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号6について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号6を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、警備業を営んでおりますが、その社員寮として集合住宅を建築する計画となっています。建物としましては、木造2階建、建築面積149.47㎡を2棟、建設する計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、南側から西側につながり、農地の広がり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される集合住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障につい</p>

	<p>ては、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号6について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
9 番	<p>この申請は、警備会社の寮を2棟建設するとのことです。この周りの敷地内に控ブロックを3段から5段、入口を除いたところに積みあげるとのことです。敷地内の雨水につきましては、北側の敷地内にU字溝を5.2mほど設置するとのことです。雨水をU字溝に流して東側にある道路に設置されている排水溝に流すとのことです。上水道は東側の道路に配管があるのでそこから引いてくるとのことです。下水道は東側の道路に配管が通っておらず、南側の途中まで配管がきています。そこから新設してつないで流すとのことです。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>担当委員の説明のとおりで、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号6に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号6は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号7について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号7を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 申請地の隣地において運送業を営む譲受人は、既存地では駐車場が不足した状況になっており、今回の申請地を造成し、業務で使用する駐車場として利用する計画となっています。他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、農地以外の地目に囲まれており、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地でありますので、農地の区分は第2種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。 以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号7について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
15番	<p>現況は芝生の栽培がされていますが、南側にブロックをついて北側の道路側に向かって勾配をつけて地上げをされるようです。雨水は、道路側に側溝がありますので、そちらに流すことになっています。問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>露天駐車場ということですので、下水道や上水道は関係ないかと思っておりますので、何も問題は</p>

議 長	<p>ないと思います。</p> <p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号7に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号7は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第3号の番号8について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号8を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>こちらは申請人である〇〇氏所有の農地に〇〇氏所有の農地〇〇番〇の17㎡を合わせて集合住宅を建て、賃貸収入を得る計画となっております。4条省略の5条申請となっております。建物としましては、3階建1棟21戸、建築面積378.74㎡となっております。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地の周囲は、農地以外の地目に囲まれており、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地でありますので、農地の区分は第2種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号8について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
15番	<p>図面の左側の斜線の部分が道路拡張のために、別途購入されています。中央部分に住宅が建てられますが、50cmくらい嵩上げされて、北側、南側に勾配をつけて地上げされるようになっています。雨水は、中央から北側、南側に流れてU字溝で西側にある側溝に繋げて流すということです。上水道、下水道は図面の左側にありますので、それに接続をされるようです。地元の要望で右側に緑地帯として残されるということです。地元の方と協議され、要望も入れて設計し直しをされていますので問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>何も問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号8に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>

議 長	<p>議案第3号の番号8は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、番号1について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書14ページをお開きください。</p> <p>議案第4号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について 上記について、次のとおり提出する 本日付会長名でございます。</p> <p>理由 筑前町長から農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、依頼があったので、審議のうえ、意見を求めるものです。</p>
事務局	<p>(番号1を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>別紙資料の31ページをお開きください。</p> <p>31ページの中央が除外の申請地となっております。申請地の北側にある住宅の拡張の為の申請です。北側の住宅は、255.54㎡の敷地がございますが、現状では手狭になっており、不足しているとのことです。転用手続き時には、所有者が譲渡人、拡張する北側住宅の所有者が譲受人となります。</p> <p>32ページをお開き下さい。今回の申請は農地所有者からの申請となっております、その面積は871㎡のうち、必要とされる98㎡です。34ページに区長、農業委員、水利関係者の承諾があります。申出地の字図は35ページとなっております。</p> <p>なお、計画変更申請が承認され農用地区域外の農地となった場合の、申請地の転用許可基準の立地基準につきましては、申請地は、南側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。</p> <p>第1種農地は原則不許可であります。拡張に係るに部分の敷地の面積が既存の敷地の面積の2分の1を超えないことから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると思えます。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4の番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員からご報告をお願いします。</p>
11番	<p>ここ一帯は畑になっています。周りもはげの木とかが植えてあります。農地パトロールでも確認に行く場所で、建物の横の拡張になっています。出来れば、農振を外してもいいのではないかなと思うような場所ですので、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>議案第4号 番号1の筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、事務局、担当委員の説明が終わりました。それでは、ご質問はありますか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案書15ページをお開きください。 議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について 上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。 理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正 化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める。</p>
事務局	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 川波委員、神本委員 場所につきましては、別紙の配置図、36ページをご覧ください。 以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の 説明が終わりました。 それでは、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので採決に移ります。 議案第5号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第5号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理の代理よりお願いします。</p>
会長代理	<p>これをもちまして、第5回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">16 : 55 終了</p>